

議案第27号～第30号

令和8年5月29日

令和8年6月定例議会  
条例関係議案等の概要資料



## 鈴鹿市印鑑条例の一部改正について

地域振興部戸籍住民課

### 1 改正理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、在留カード又は特別永住者証明書と個人番号カードの一体化が可能となった。

この在留カード又は特別永住者証明書に個人番号カードとしての機能を付加した特定在留カード又は特定特別永住者証明書により、コンビニエンスストアなどに設置された多機能端末機（マルチコピー機）で印鑑登録証明書の交付手続が可能となった。

これに伴い、本市においても、法改正に合わせた規定整備を行おうとするものである。

### 2 改正内容

- (1) 多機能端末機による印鑑登録証明書の交付手続に使用できるものとして、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を加える。（第 14 条関係）
- (2) 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正に伴う引用条項の号ずれに係る規定整備を行う。（第 14 条関係）

### 3 施行期日

公布の日



## 鈴鹿市職員の旅費に関する条例及び 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について

総務部人事課

### 1 改正理由

宿泊を伴う出張等の際に支給する宿泊費については、鈴鹿市職員の旅費に関する条例において、宿泊費基準額を上限として現に支払った額を支給することとしており、当該宿泊費基準額は、国家公務員等の旅費支給規程に準拠している。

令和 8 年 4 月 1 日に施行された国家公務員等の旅費支給規程の一部改正により、国家公務員等の宿泊費基準額が改正されたことから、本市においても同様の改正を行おうとするもの。

また、国家公務員等の宿泊費基準額は、毎年度、実勢価格等を確認した上で必要に応じて見直しを行うこととされており、国家公務員等との均衡の観点から国の改正に的確に対応するため、併せて宿泊費基準額を規則に委任しようとするもの。

なお、本市の特別職等の宿泊費基準額は、市長及び副市長の給与等に関する条例に規定していることから、同条例についても同様の規定整備を行おうとするもの。

### 2 改正内容

条例において宿泊費基準額を定める別表を削り、規則に委任する規定整備を行う。

(鈴鹿市職員の旅費に関する条例第 13 条関係)

(市長及び副市長の給与等に関する条例第 5 条関係)

### 3 施行期日

令和 8 年 7 月 1 日



## 鈴鹿市税条例の一部改正について

総務部市民税課

総務部資産税課

### 1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律の公布等に伴い、本条例において個人住民税、固定資産税等に係る規定整備を行おうとするもの。

### 2 改正内容

#### (1) 個人住民税関係

三重県県税条例等の一部改正に伴う規定整備（第 34 条の 6 関係）

#### (2) 個人住民税、固定資産税、特別土地保有税関係

職権による減免手続に係る規定整備（第 51 条、第 72 条、第 130 条の 10 の 3）

#### (3) 固定資産税関係

・固定資産税の特例措置（附則第 10 条の 2 関係）

ア 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長

ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備

課税標準 2 分の 1 を参酌して 3 分の 1 以上 3 分の 2 以下の範囲内で市町村の条例で定める割合（現行出力 1,000kW 以上は、4 分の 3 を参酌して 12 分の 7 以上 12 分の 11 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合。出力 1,000kW 未満は、3 分の 2 を参酌して 2 分の 1 以上 6 分の 5 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合。）を乗じて得た額

イ 再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電設備

課税標準 5 分の 3 を参酌して 2 分の 1 以上 10 分の 7 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（現行出力 20kW 以上は、3 分の 2 を参酌して 2 分の 1 以上 6 分の 5 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合。出力 20kW 未満は、4 分の 3 を参酌して 12 分の 7 以上 12 分の 11 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合。）を乗じて得た額

ウ 港湾法に基づく洋上風力発電設備、温対法・農山漁村再エネ法に基づく陸上風力発電設備

課税標準  $\frac{3}{2}$  を参酌して  $\frac{2}{1}$  以上  $\frac{6}{5}$  以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（現行出力 20kW 以上は、 $\frac{3}{2}$  を参酌して  $\frac{2}{1}$  以上  $\frac{6}{5}$  以下の範囲内において市町村の条例で定める割合。出力 20kW 未滿は、 $\frac{4}{3}$  を参酌して  $\frac{12}{7}$  以上  $\frac{12}{11}$  以下の範囲内において市町村の条例で定める割合。）を乗じて得た額

### 3 施行期日

公布の日

## 鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

都市整備部都市計画課  
都市整備部市街地整備課

### 1 改正理由

都市計画法では、開発区域に市街地として一定の水準を確保し、住宅地では良好な住環境の形成を図る観点から、開発区域の面積が0.3ha以上の開発行為においては、その面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けることとされている。その一方、政令で定められた基準に従い、条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することができる。

開発行為に伴い整備された公園等について、市に帰属する制度は公園面積を確保する手段としては有効であるが、100～200㎡程度の小規模な公園が設置されることが多く、このような公園は利用頻度が低い傾向がある。

そのため、本条例の改正により小規模な公園の設置を抑制し、持続可能な公園管理の実現、開発区域内の土地の有効利用、開発事業者の負担軽減による宅地開発の促進を図るとともに、設置する施設の種類を公園に限定し、一定の規模の公園面積を確保することにより住環境の充実を図るため、宅地分譲の目的で行う開発行為において、公園等の設置基準等を見直そうとするもの。

### 2 改正内容

	開発区域の面積の最低限度	施設の種類	公園1箇所当たりの面積の最低限度
改正前	0.3ha以上	公園、緑地又は広場	100㎡
改正後	1.0ha以上	公園に限定	※300㎡

※ 宅地分譲以外の開発行為でも、公園を設置する場合の面積の最低限度は300㎡

### 3 施行期日

令和8年7月1日 施行日以後に許可（変更を含む。）を受ける開発行為に適用